

行橋市空き地の適正管理に関する条例（令和6年行橋市条例第3号）

（目的）

第1条 この条例は、適正な管理が行われていない空き地が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止し、かつ、防災に資するため、空き地の適正な管理を確保することにより、もって市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 現に建築物の敷地の用に供されていない宅地及び雑種地並びにその他規則で定める土地（立竹木その他土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空き地 空き地のうち、保安上著しく危険な状態又は衛生上著しく有害な状態にあると認められるものをいう。

（所有者等の責務）

第3条 空き地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼし、及び保安上危険をもたらすことがないよう適正にこれを管理しなければならない。

（所有者等への支援）

第4条 市長は、前条に規定する空き地の適正管理を促進するため、所有者等に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行うように努めるものとする。

（立入調査等）

第5条 市長は、空き地の現況調査、所有者等に関する調査その他この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、第7条に規定する指導又は第8条に規定する勧告を行うに当たり必要な限度において、職員をして空き地に立ち入らせ、又は関係人に対して質問をさせ

ることができる。

3 前2項の規定による立入調査及び質問を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、市民等からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する調査権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 市長は、第2項の規定により職員を空き地に立ち入らせようとするときは、所有者等に対して、立入りの5日前までに通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対して通知することが困難であるとき、又は第9条第1項前段に規定する措置を行うため緊急の必要があるときは、この限りでない。

(所有者等に関する情報の目的外利用等)

第6条 市長は、他の所掌事務又は業務を遂行するために保有する特定空き地又は管理がなされていないことが常態である空き地（特定空き地を除く。）の所有者等の氏名その他の個人情報について、この条例の施行のために必要な限度において、当該個人情報を利用することができる。

2 市長は、この条例の施行において、所有者等に関する情報を得る必要があると認めるときは、他の地方公共団体の機関等に対して、当該情報の提供を求めることができる。

(所有者等に対する指導)

第7条 市長は、特定空き地の所有者等に対して、立竹木の伐採、雑草の除去その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じるように指導することができる。

(所有者等に対する勧告)

第8条 市長は、前条の規定による指導をしたにもかかわらず、当該空き地の状態が改善されないものと認めるときは、相当の期間を定め、当該所有者等に対して、立竹木の伐採、雑草の除去その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じるように勧告することができる。

(緊急避難としての措置)

第9条 市長は、空き地における立竹木の倒伏等による市民の生命、身体又は財産に対する急迫の危難を避けるため、必要かつ最小限度の範囲において、立竹木の伐採その他必要な措置を講じることができる。この場合において、当該措置に要した費用は、所有者等の負担とすることができる。

2 市長は、前項前段に規定する措置を講じたときは、当該措置の内容を所有者等に通知しなければならない。

(他の行政機関との連携)

第10条 市長は、この条例の施行において、必要があると認めるときは、警察その他の行政機関に協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。